

令和２年度 第１回長崎地方最低賃金審議会議事要旨

１．日 時：令和２年７月３日（金） 午後１時３０分～午後２時５分

２．場 所：長崎労働局８階会議室

３．出席者：公益委員５名、労働者側委員４名、使用者側委員４名

４．議題

（１）長崎県最低賃金の改正諮問について

（２）長崎県最低賃金専門部会の設置等について

① 専門部会の設置について

② 専門部会の決議について

（３）参考人の意見聴取について

（４）審議日程等について

５．審議要旨

議題（１）について

- ・ 長崎労働局長から審議会会長あて改正諮問を行った。

諮問文内容：最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１２条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和５５年長崎労働基準局最低賃金公示第９号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。

議題（２）①について

- ・ 専門部会を設置するための部会委員候補者の推薦に関する公示については、本日から７月２０日まで行う旨事務局より説明を行い、了承された。

議題（２）②について

- ・ 専門部会の決議をもって審議会の決議とする「審議会令第６条第５項」の適用はしないこととした。

議題（３）について

- ・ 関係団体から意見書の提出並びに意見陳述の要望がなされた場合は、参考人意見聴取の必要性を検討の上で判断することとした。
- ・ 関係労働者、関係使用者からの意見聴取に関する公示については、本日から７月２０日まで行う旨事務局より説明を行い、了承された。

議題（４）について

- ・ 今後の審議日程について事務局より説明を行い、了承された。

第２回本審 : ８月 ３日 午前 ９時３０分～

第１回専門部会 : ８月 ３日 午前１０時３０分～

第２回専門部会 : ８月 ５日 午前 ９時３０分～

第３回専門部会 : ８月 ７日 午前 ９時３０分～

第３回本審 : ８月 ７日 午前１０時３０分～

第４回本審 : ８月２５日 午前１０時００分～

- ・ 審議会の運営にかかる以下の申し合わせ事項について事務局より説明を行い、了承された。

最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるように審議の促進に努めること、関係労使の意見を十分把握するように努めること、専門部会において全会一致の結論が得られるように努力すること等。